

差別のない明るいまちを

# ホームレスと人権

○年齢  
平均年齢は、58歳と高齢化の傾向にあります。

「40歳〜54歳」

「55歳以上」

「その他」

○生活状況

生活場所が定まっている人は全体の84%で、野宿生活期間は次のように長期化の傾向にあります。

「3年未満」

「5年以上」

○仕事と収入

約7割の人が仕事をしていませんが、その内訳としては、「廃品回収」が7割を超えています。収入（平均月額）については、次の通りです。

「1万円以上3万円未満」

「3万円以上5万円未満」

○ホームレスになった理由

「仕事が減った」

「倒産・失業」

「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」

○健康状態と困っていること

約半数が身体の不調を訴えています。その6割以上の人は診療等を受けていません。

健康状態以外に困っていることとしては、「食べ物」、「入浴や洗濯」、「雨や寒さ」、「寝場所」、「孤独」などの問題があります。

また、家族関係をはじめさまざまな人間関係に破綻をきたした

たり、健康を損なったりして、勤労意欲を失っていくという問題も少なくありません。

もともと、「ホーム」は、単に家を指すだけではなく、家族、友人など、人と人の関係そのものを意味する言葉です。つまり、「ホームレス」とは、「関係を喪失している状態」もしくはそのような人々を示す言葉に他なりません。

確かに彼らは家がない状態にありますが、それだけにとどまらず、彼らの多くは物理的困窮のうえに「人間関係」を喪失しているのです。

○ホームレスの人権問題

「人権擁護に関する世論調査」(2007年内閣府実施)の結果は次の通りです。

質問  
ホームレスについて、どんな問題が起きていると思いますか。(複数回答)

・通行人が暴力を振るう

49%

・経済的自立が困難

45%

・じろじろ見たり、避けたりする

35%

・就職や職場で不利な扱いをする

27%

・アパートの入居を断わる

22%

・入店や施設利用を断わる

49%

・宿泊を断わる

49%

## ◆ホームレスの自立支援

国は、2002(平成14)年7月に、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)を制定しました。この法律は、ホームレス化の防止や自立支援のため、生活上の支援等をホームレスの人権に配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て実施し、ホームレス問題の解決を図ることを目的としています。

地方自治体に対しては就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう求めています。同時に、国民に対しても、この問題の理解を深め、地域社会においてホームレスとの交流などを通して本来の「ホーム」を取り戻すための支援等に努めるよう求めています。

東京都では、支援団体と提携し、借り上げアパートを一定期間低家賃で貸し付け、就労支援を行っています。

こうした国や地方自治体などの取り組みにより、ホームレスに対する社会的支援は少しずつ進んできています。

しかし、全国的には、まだまだ多くのホームレスが過酷な環境に身を置いている状況にあり、偏見による嫌がらせや暴力などの人権侵害も起きています。

ホームレスの人々が、健康で文化的な生活を送ることができ

る社会を実現するためには、行政による社会福祉政策とともに私たち一人ひとりが人権への理解を深め、偏見を持たず差別をしないという感覚を磨くことが大切です。

参考・引用文献  
「人権ポケットブック」  
(財)人権教育啓発推進センター発行

## 人権の詩

差別の中に  
ひらく花

江口 いと

差別の中に咲く花は  
雨も嵐も乗り越えて  
人と人が助け合い  
いたわり合って生きてゆく  
優しい花よ愛の花  
差別の中に咲く花は  
固く結びし友情の  
あの手この手を支え合い  
未来を開くたくましい  
希望の花です強い花  
差別を超えてひらく花  
もろ人願う平等の  
清い花です美しい  
平和な時代が訪れる  
小鳥も歌え蝶も舞え

出典

「人の値うち」

江口いと人権の詩

今野俊彦編・解説

明石書店発行